

1. 高知城周辺景観形成重点地区整備計画

景観形成重点地区の名称	高知城周辺景観形成重点地区
位置	高知市丸ノ内一丁目、丸ノ内二丁目、永国寺町、追手筋二丁目及び本町五丁目の各一部
区域	別図の区域

地区指定の主旨	<p>高知城は、本市の中心に位置し、歴史的及び文化的価値が高く、市民に親しまれてきたシンボルである。高知城の眺望及び高知城周辺の景観は、将来に引き継ぐべき市民共有の財産であり、本市の個性的で魅力のある都市景観の形成において極めて重要な役割を果たしている。</p> <p>そこで、高知城の眺望及びシンボル性を保全し、都市の発展と景観が調和したまちづくりを目指し、当区域を景観形成重点地区に指定するものである。</p>
---------	---

都市美形成の目的	高知城とその周辺の景観を生かしたまちづくり
----------	-----------------------

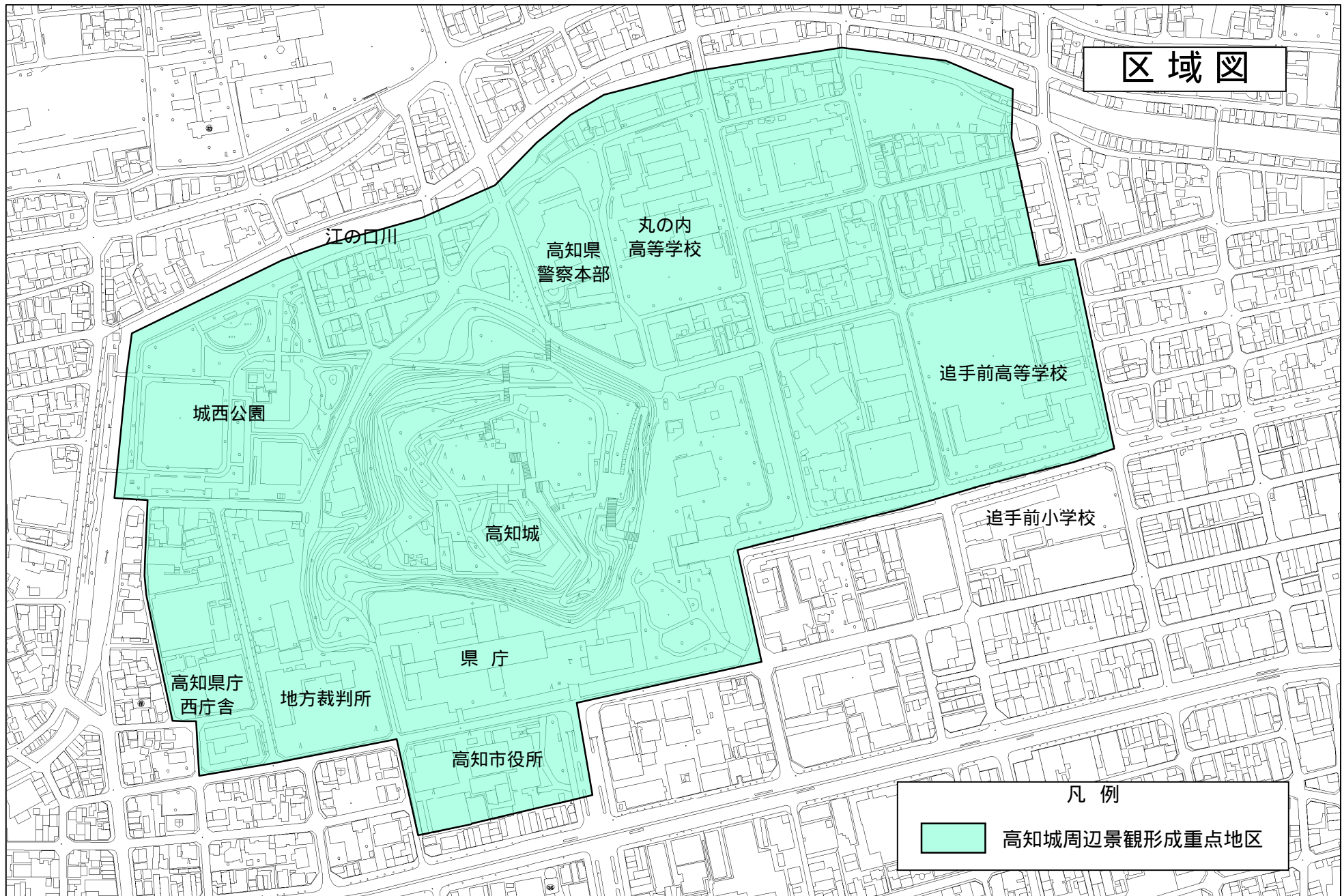
都市美形成の基本方針	高知城のランドマークとしてのシンボル性の保全
	高知城への眺望及び高知城からの眺望の確保
	格調の高い街並みの形成

整備の方針	区分	内容
	建築物・工作物等	<ol style="list-style-type: none"> 1 建築物，工作物等の高さは，高知城からの眺望に配慮したものとする。 2 建築物，工作物等のデザイン・色彩は，高知城周辺の格調高い景観との調和に配慮したものとする。
広告物等	<ol style="list-style-type: none"> 1 広告物等の掲出は，高知城からの眺望及び高知城への眺望の確保に努める。 2 高知城周辺の格調高い景観との調和に配慮したデザイン，掲出方法とする。 	

2 . 高知城周辺景観形成重点地区整備基準

区分	項目	基準
建築物等	ア 外観	・ 上品で落ち着いたデザインとする。
	イ 壁面の色	・ 周辺の緑及び建築物と調和するようにする。 ・ 色彩の範囲は、マンセル表色系において次のとおりとする。 R・Y R系の色相を使用する場合は、彩度6以下 Y系の色相を使用する場合は、彩度4以下 その他の色相を使用する場合は、彩度2以下
	ウ 屋根の色	・ 無彩色又は低彩度（彩度3以下）のものを用いる。
	エ テント等	・ 過度にけばけばしい色彩を避ける。
	オ 自動販売機	・ 路上に面するものは、地色にけばけばしい色（彩度8以上）を使用しない。
	カ 屋上設備	・ 建築物の一部となるようにデザインしたり、又は目隠し等を行うよう努める。
	キ 室外機，ゴミ箱等	・ 植栽，囲い等により目立たないよう工夫する。

区域図



城西公園

江の口川

高知県
警察本部

丸の内
高等学校

追手前高等学校

高知城

追手前小学校

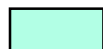
県庁

高知県庁
西庁舎

地方裁判所

高知市役所

凡例



高知城周辺景観形成重点地区